

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成29年8月4日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市左京区下鴨第2住宅地区建築協定

2 申請者の氏名

渡里 尚人

3 建築協定区域

京都市左京区下鴨下川原町46番地1，46番地3から46番地6まで，46番地11から46番地14まで，46番地19，46番地21から46番地24まで，46番地26から46番地31まで，46番地33から46番地35まで，46番地37，46番地38，46番地40から46番地42まで，46番地44から46番地48まで，46番地50，46番地52から46番地65まで，46番地68から46番地76まで，46番地78から46番地92まで，47番地13，47番地15，47番地23，47番地24，47番地26，50番地3，50番地8，52番地2，53番地5，53番地7，53番地10から53番地20まで，53番地24，53番地25，53番地27，53番地28，53番地32，53番地33，53番地35，55番地6，55番地8，55番地10から55番地12まで，57番地1，57番地4，57番地6から57番地10まで，57番地13，59番地9，59番地10，62番地8から62番地11まで，62番地13，63番地1，63番地3から63番地6まで，63番地8，63番地11，63番地12，65番地1，65番地2，66番地1，66番地2，67番地，68番地3，68番地4，69番地2から69番地4まで，69番地7及び69番地12

4 建築協定区域隣接地

京都市左京区下鴨下川原町46番地2，46番地7，46番地15から46番地18まで，46番地25，46番地36，46番地39，46番地43，46番地49，4

6番地66, 46番地67, 46番地77, 47番地12, 47番地14, 47番地20, 47番地25, 53番地1, 53番地6, 53番地23, 53番地29から53番地31まで, 55番地5, 57番地2, 57番地5, 57番地12, 59番地6, 59番地11, 62番地2から62番地6まで, 62番地12, 62番地15, 63番地7, 63番地10, 63番地13, 67番地2, 68番地, 68番地2, 69番地, 69番地6, 69番地10及び69番地11

5 建築協定の事項

建築物の用途及び形態

6 協定の期間

10年間

7 認可年月日及び番号

平成29年8月4日付け第13-001号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし, 正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)